



6 活用できる制度・サービス

介護保険制度

介護保険のサービスを受ける時は、介護保険の認定を受ける必要があります。

状態に応じた認定を受けることで、様々なサービスを利用することができます。

認定を受けたい時、サービスを利用したい時は伊達市高齢福祉課、各地域包括支援センター、担当のケアマネジャーへご相談ください。

※詳しくは、伊達市発行のパンフレット「わたしたちの介護保険」でご覧いただけます。



問い合わせ先

- 伊達市高齢福祉課 介護保険係 ☎ 024-575-1299
- 相談窓口連絡先一覧（裏表紙）地域包括支援センター
- 担当ケアマネジャー

介護保険で利用できるサービス

本人のより良い生活を目指すのはもちろんのこと、介護者のレスパイト（息抜き・休息）としてもご利用ください。

種 類	名 称	内 容
自宅に来てもらう	訪問介護（ホームヘルパー）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの「身体介護」や、掃除・洗濯・買い物などの「生活援助」を行います。
	訪問入浴介護	移動入浴車で自宅を訪問し、入浴介助を行います。
	訪問看護	看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、心身機能の維持・回復のためのリハビリを行います。
自宅から通う	通所介護（デイサービス）	施設に通って、自宅での生活を維持できるように心身機能の維持や向上を目指します。食事や入浴などの日常生活上の支援、リハビリのほか、他者との交流を図り、認知症予防も期待できます。
	通所リハビリテーション（デイケア）	施設や医療機関で、自宅での生活が継続できるように、専門スタッフによるリハビリを受けることができます。
	認知症対応型通所介護	認知症の方を専門としたデイサービスです。少人数でサポートが手厚く、より専門的なケアを受けることができます。

種 類	名 称	内 容
泊まる	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事や入浴などの日常生活上の支援やリハビリ、レクリエーションを行います。
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援に加えてリハビリや医療ケアなどの医療的サービスを受けることができます。
通う・来てもらう・泊まる	小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、随時訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、1か所の施設で、介護、生活支援、リハビリを受けることができます。
住環境を整える	福祉用具貸与・購入	介護ベッド、手すり、歩行器、車椅子などをレンタルすることができます。入浴用具やポータブルトイレは購入できます。
	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消（バリアフリー）などの一定の住宅改修を行う場合、改修した費用の一部を支給します。※事前申請が必要です。
施設に入所する	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	少人数の家庭的で落ち着いた環境の中で共同生活を送りながら、介護やリハビリを行う施設です。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	原則、要介護3以上の常時介護が必要な方が入所できます。
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	病状が安定した方が入所し、在宅復帰を目指して医学的な管理のもと、介護や看護、リハビリを受けることができます
	介護医療院	長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能も備えた施設で、医療と介護を一体的に行います。
	有料老人ホーム	居住や食事、介護などを提供する民間の住まいです。
	サービス付き高齢者住宅	高齢者向けの賃貸住宅です。安否確認、生活相談サービスを受けることができます。

その他の制度・サービス

	名 称	内 容	問い合わせ先
権利を守る・金銭管理が心配	日常生活 自立支援事業 (あんしんサポート)	認知症のある方や、知的・精神障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや、生活費などの金銭管理をお手伝いし、その生活を支援する事業です。 利用には、社会福祉協議会との契約が必要です。(有料)	伊達市社会福祉協議会 ☎ 024-576-4050 (伊達市保原町字宮下111-2)
	成年後見制度	認知症のある方、知的・精神障がいのある方の判断能力が不十分な場合、福祉サービスの利用手続きや契約行為、財産管理を本人に代わって行うことで、安心して生活ができるように支援する制度です。 《任意後見制度》 判断能力が低下する前に、あらかじめ自分で後見人を決めて契約を結んでおくことができます。	・伊達市高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎ 024-575-1125 ・相談窓口連絡先一覧 (裏表紙) 各地域包括支援センター
	遺言公正証書 (遺言書)	生涯かけて築き上げ、守ってきた財産を、有意義に活用してもらう為の遺言者の意思表示です。自ら全文を書く自筆証書遺言と、公正証書によって手続きを行う公正証書遺言があります。遺言を作成する場合には、専門家へ相談しましょう。	福島公証人合同役場 ☎ 024-521-2557 (福島市中町 5-18 福島県林業会館1階)
消費トラブル	クーリングオフ制度	訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち的な勧誘を受け契約をしても、契約後に、冷静になって「契約をやめたい」と思った場合、一定期間、申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。 悪質な業者に契約させられた場合でも、一定期間内であれば契約の解除ができます。	伊達市消費生活センター ☎ 024-574-2233 (伊達市役所 本庁舎中央棟1階)
経済的な負担を軽減したい	自立支援医療	心身の障がいに関する医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に有する場合、医療費の自己負担が1割となります。	・伊達市社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 024-575-1274 ・各医療機関
	障がい年金	病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。	伊達市国保年金課 給付係 ☎ 024-575-1198

	名 称	内 容	問い合わせ先
経済的な負担を軽減したい	傷病手当	病気になってしばらく休む時に受け取ることができる手当です。	・職場の総務担当課 ・ハローワーク福島 ☎ 024-534-4121 (福島市狐塚 17-40)
	失業給付	やむを得ず仕事を辞めることになった時に受け取ることができる給付です。	
	介護休業給付	2週間以上にわたって常時介護（歩行、排せつ、食事などの日常生活に必要な行為に対する介護）が必要となる家族を介護しなければならない時に受け取ることができる給付です。	